

令和4年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和4年12月21日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜章 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	青木 正道 君
政 策 企 画 課	長	布袋 哲朗 君
財 政 課	長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷 英一 君
税 務 課	長	大越 達也 君
住 民 課	長	松永 重生 君
福 祉 課	長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課	長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越 聖之 君
建 設 課	長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水 敬子 君
会 計 課	長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課	長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第5号

令和4年12月21日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第73号 利根町みんなのまち基本条例
日程第2 議案第74号 利根町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第4 議案第76号 利根町個人情報保護法施行条例
日程第5 議案第77号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第6 議案第78号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第7 議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号）
日程第8 議案第80号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第81号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第82号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第83号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第84号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第85号 工事請負変更契約の締結について
日程第14 議案第86号 財産の処分について
日程第15 議案第87号 利根町教育委員会委員の任命について
日程第16 議案第88号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第17 議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について
日程第18 議案第90号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について
日程第19 議案第91号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
日程第20 議案第92号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

- 日程第21 議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第22 議案第94号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第23 委員会提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議員提出議案第3号 県が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に
合わせることを求める意見書提出の件
- 日程第25 議員派遣の件
- 日程第26 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第73号
- 日程第2 議案第74号
- 日程第3 議案第75号
- 日程第4 議案第76号
- 日程第5 議案第77号
- 日程第6 議案第78号
- 日程第7 議案第79号
- 日程第8 議案第80号
- 日程第9 議案第81号
- 日程第10 議案第82号
- 日程第11 議案第83号
- 日程第12 議案第84号
- 日程第13 議案第85号
- 日程第14 議案第86号
- 日程第15 議案第87号
- 日程第16 議案第88号
- 日程第17 議案第89号
- 日程第18 議案第90号
- 日程第19 議案第91号
- 日程第20 議案第92号
- 日程第21 議案第93号
- 日程第22 議案第94号
- 日程第23 委員会提出議案第3号
- 日程第24 議員提出議案第3号
- 日程第25 議員派遣の件

日程第26 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日付で、議員提出議案第3号 県が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書提出の件が、大越議員より提出されました。

本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりです。

日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義を正すために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項には、質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1、議案第73号 利根町みんなのまち基本条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、利根町みんなのまち基本条例について質疑をいたします。

この条例は、町民、議会、そして行政が協働して、その達成のために一緒に汗をかいていくというふうなこと、また、利根町の最高規範としての条例であることから、町民が町政に参加して、その前提となる情報を共有して、町民、議会、行政が尊重し、協働して、協働によるまちづくりを推進するということが基本理念としております。この理念に基づき、計画の段階から町民に情報提供し、町民が参加しやすい参加形態を見直すこと。具体的には、既に存在している審議会等の委員等の附属機関についても、参加できる機会を提供する必要があるというふうに書かれております。

そういうことで、条文について何点か質問していきますが、第何条、第何条全文を読むと時間がかかりますので、ちょっとはしょってお伺いしていきたいと思っております。

まず、第3条についての提言についてですが、ここが大事かと思うのでちょっと長く質疑させていただきますが、町の政策形成について質問いたしますけれども、これは定義で

すから、ざっくりばらんに言うと、4条、20条、また22条、複数の条文に関係いたしますけれども、町民にとって重要なことなのでじっくりと砕いて御説明をいただければというふうに思います。

それで、その政策形成に、町民が立案の段階から参加する、そうすると、その立案の内容を町民と一緒に目的等を共有してもらおうということですね。そのためには、町民がいかに関わり合いを促すか、参加してもらおうようにするかということ、これについて答弁していただくわけなのですが、そこでもう少し細かく説明していただかないと分からないのですが、町民の参加ですが、どこまでの参加を求めるのか、また委員会等の人数も含めてどのようにするのか、委員会等の参加、パーセンテージ等でもって表すのか、何割という形でもって考えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

それから、重要な事項、重要な事項というのは何なんだろうということで、そういうことをある程度定義して説明していただかないとちょっと分からないので、細かく説明を求めます。

それから、第5条関係なのですが、町民が情報を知る権利を有することについて、住民説明会行われましたけれども、どうなんだろう、伝わったのか。町民からすると、受け取ったのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、第6条の関係なのですが、自主的にまちづくりに参加するには、情報を伝えることが重要、これはもっともな話なのですが、では、その手だて、どういうふうにしたらいいんだと。これまでとは伝えることの内容は、どのように変わるのか。もっと細かく伝えなければならないというふうに思うのですが、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、第13条なのですが、情報の共有化について、正確に確実に、正確にまた早く伝える。これをどのように行政は考えているのか、お伺いいたします。

それから、第16条関係、これは先の条文とダブるかも分かりませんが、改めて政策形成の段階からの町民参加のその環境づくりという言葉があるので、どのような環境をつくっていくのか、お考えなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、17条、構成員の一部募集について、一部というのはどういうことを言うのか、もっと具体的に説明していただきたいと思います。

それから、19条、幅広い意見を町政に反映させることについてということで、意見の聴取方法、大変大事だと思うのですが、これについても、幅広い意見とはいろいろな各層があるわけなので、どのようにそれを区別しながら、意見を町政に意見を反映させようとしているのか。

それから、21条、地域課題の解決についての町の関与、地域の課題について町が関与する。どういうふうに関与していくのだろうかということ。今、考えていることについて、お答えいただきたいと思います。

それから、22条の合意形成の適正について、これは、企画立案の段階から協議を行うということで、いろいろ町民との話し合いというか、やっていくのでしょうけれども、どの辺までその妥当性を見いだしていく、対立もあるだろうし、そういうことで、これまでも小学校の統合等でいろいろな合意形成が見られないということで、住民がいろいろな意見を出している、そういうこともありますので、お考えをお聞かせください。

これは後は、26条、16条、17条とも関連する政策形成への参加、これについて、上の条文と一緒になるかと思いますが、まとめて説明なさっても結構なのでお願いいたします。

それから、27条、子供が健やかに成長できる環境の確保ということがうたわれていますが、これは具体的にどういうことを言っているのか、それを説明してください。

それから、第30条、行政評価の実施についてなのですが、ただこれだけでは分からないので、内部的なその評価ということなのか、あるいは、外部機関にそれを出すのか、あるいは、また独立して委員会等をつくるのか、その辺まで含めてお答えいただければというふうに思います。

それから、31条、これは前々条文とも関係するわけなのですが、町民に分かりやすく説明することについてということで、分かりやすく説明する、合意形成に至るには分かりやすく説明することが大事なので、改めてお聞きをしたいと思います。

それから、32条、災害等に備えることについて、これはどのようなことを言っているのか、もう少し具体的に御説明をいただきたいと思います。

それから、第33条、他の公共団体との連携についてうたってありますけれども、今後の広域化計画についてあるか、ないか、また、どのように考えているのかについてお答えいただければというふうに思います。

それから、第34条、条例の啓発について、どのようにこれも前々条文とも関係してくることなのですが、啓発とは要するに町民に分かりやすく説明することとなるのですが、どのように説明していくのかということで、条文ごとにちょっと質疑を変えて書かせていただいたのですが、全部関連してくるので、流れとしてざっとこう御説明いただいても結構なのでお願いしたいと思います。

それから、この条例の策定に当たり、これは一番最後でも結構なのですが、町長、教育長の思いを、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきたいと思います。

まず、議員の皆様方には、このみんなのまち基本条例（案）が策定されまして、住民説明会を行う際に、逐条解説（案）というもう少し細かい部分を入れたものを1回まず説明

をさせていただきまして、町長に提出された後、また同じ修正がありまして、修正があったことにつきまして、議員の皆様方のほうには説明をさせていただいております。

提案理由にもございますけれども、このみんなのまち基本条例につきましては、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び行政の役割と責務等並びに町政運営の基本的事項を定めた条例でございます。具体的に、全てをここに盛り込んで定めるものではないので、その辺をまず1点御了承いただきたいとそのように思っております。

それでは、第3条の点について御説明をいたします。

第3条につきましては、用語の定義について規定をしております。この条例において使用する用語の定義につきまして定めております。今、井原議員がおっしゃりました、参加人数や重要事項をどうするのかということにつきましては、個別の附属機関のほうの条例ないし要綱、規則、そちらのほうで定めますので、ここに規定するものではございません。

続きまして、第5条、事前に説明、質疑をいただいているものにつきましては、町民が情報を知る権利を有することについて住民説明会が行われたが、理解されたかと思うかということの御質問でございますけれども、こちらにつきましては、議員も御承知のとおり、3回住民説明会のほうを開催させていただいております。条例案だけではさすがにやはり理解するのは難しいということで、同じように逐条解説の案をお示しをさせていただきまして、説明会のほう開催しております。説明と質疑応答含めまして2時間から2時間半、町民の方にいろいろ御説明をさせていただきました。そのときにもあくまでも基本的な事項を定める条例ということで、今後、町が、それから取り組んでいくことについて個別に定めていくのですよということも説明をさせていただいておりますので、その辺は理解されていたのかなというふうに感じてございます。

続きまして、13条の情報の共有化の推進につきましては、今条例が、今条例及び公正で開かれた町政を推進する上では、町の保有する情報公開及び提供する必要がございます。現在、附属機関等の会議の公開や会議録、こちらのほうも公表してございますが、まだ公表されていないこの本条例に基づいて、まだ施行されておられませんので、公表されていない審議会等もございます。こちらにつきましても、個人情報とか公表できない部分は除きまして、これから公表できるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第16条、政策形成の段階から町民参加の環境づくりについてということでございますが、こちらにつきましては、第17条、附属機関の構成員の一部を公募による選任や18条のパブリックコメント、また、今後はその説明会等についても検討してまいります。その他環境づくりとしましては、アンケート調査、出前講座、様々なところで町民の方から御意見をいただくような形の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

第17条の構成員の一部の公募についてということでございますけれども、審議会等の委員の公募選考基準を今、既に定めておりまして、それを一応運用し、進めてございます。基本的には、この基準の内容も若干見直しが必要なのかなというふうには感じております。

けれども、審議会につきましては、御承知のとおり、専門的な知識を持った方や、やはりどうしても公募では選べない方もいらっしゃいます。ただ、町民の御意見をいろいろ伺う必要もございますので、この意見を反映させるために、町民の公募委員を選任したいというふうに考えております。

続きまして、19条、幅広い意見を町政に反映させることについてでございますが、先ほどとダブるところがあるのですけれども、パブリックコメントや附属機関の委員の選任、アンケート調査、住民説明会など、その辺を開催し、町民の御意見を幅広く承ってまいりたいと考えております。

21条、地域の課題の解決についての町の関与につきましては、協働につきましては、第3条の定義において、町民と町は目的を共有し、それぞれの役割及び責任に基づき互いに尊重し、対等な立場で協力すると規定しております。地域の課題解決のため、町民と町は今後、協働してまちづくりに取り組んでまいります。町の関与というよりは、町民の方が参加をしていただき、一緒に環境づくりや一緒に協働したまちづくりを進めていくというふうに御理解いただきたいと思っております。

第22条、合意形成の適正についてでございますが、第22条、こちらは、目的の共有について規定しております。協働の実現のためには、町民と行政が解決すべき課題や設定、解決方法、目標とする達成状況等、そのような認識を共有しなければ合意形成が導き出せませんので、あくまでも協働に当たって十分な協議を行い、相互の考え、認識を共有し、目的の共有化を図ることを定めてございます。ここで共有化して合意形成が受けたものを、例えば、最終的には、議会のほうに提案をさせていただいて、議会のほうで議決するという形になりますので、最終的な部分については変わりございません。

第26条、男女共同参画の推進について。こちらにつきましては、第17条の附属機関等の参加につきましては、やはり男女の割合をある程度等しくしたいというふうに考えていますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

第27条、子供が健やかにできる環境の確保とは具体的にということでございますが、先ほども基本的な事項を定めてございます。ここの具体的なというよりは、将来、まちづくりの担いとなる子供の育成について定めておりますので、子供が健やかに成長できる環境の確保につきましては、家庭、行政、学校、地域など、子供に関わる全ての町民及び町に果たすべき役割があり、協働して子育て、子育ちに取り組むことが重要となります。町民と町がそれぞれの役割を認識し、将来の担い手となる子供の育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第30条、行政評価の実施につきましては、今現在行っている行政評価は、自己評価による調書の作成を、内部で組織しております行政改革推進本部において最終決定をし、ホームページにより町民の皆様に公表をしてございます。この条例の制定後、外部評価を実施するのか、もしくは、公表後町民の方に御意見を求めるのか、その辺につき

ましては、今後、また検討してまいりたいというふうに考えております。

第31条、町民に分かりやすく説明することにつきましては、まちづくりに町民が参加するに当たりましては、政策形成や評価等の過程について町民が理解し、納得性を高めることが重要となります。また、町民と行政が、信頼関係を構築する上でも大切となることから、町民に分かりやすく説明する、また、情報を提供する、その辺を心がけてまいりたいと考えております。

第32条、災害等に備えることについての説明ということでございますが、32条につきましては、自助、共助、公助による危機管理について定めております。第1項で、町民は、平常時から防災意識の向上に努め、自分の安全は自分で守ることの自助と、大規模災害であれば、公助による救助活動が行き渡るまでの時間を要することから、町民同士で共同して災害についての共助、こちらのほうを定めております。第2項では、町民と自主防災組織などとの共助。第3項で、公助こちらについて定めているものでございます。

第33条の、今後の広域計画についてはということでございますが、こちらは、国、県及びその他地方公共団体との連携、協力について定めており、地方分権の進展、厳しい財政状況、町民の行政サービスに対するニーズの多様化など、広域的な課題解決のため連携協力することを定めてございます。今後の広域計画の有無について、ここで規定するものではありません。今後も、地方公共団体と連携協力について進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

第34条、条例の啓発についてでございます。この条例の啓発につきましては、今定例会の議決後、町民向けのパンフレット概要版を策定いたしまして、年度内に各戸配布する予定でございます。また、利根町みんなのまち基本条例のほか、逐条解説をホームページに掲載し、啓発に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 住民自治基本条例は、私の選挙の公約の一つで、これからの利根町は誰が町長になっても、この条例の基本理念に基づき、まちづくりを普遍的に進めていくことが必要であると感じたことから、選挙公約の一つに挙げさせていただきました。検討委員会の皆様におかれましては、平成30年8月からおよそ4年間にわたり、自治基本条例の検討に御尽力いただきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

この条例制定に当たっては、様々な立場の方々が委員として携わっていただき、まさに、住民自治基本条例の基本理念に沿うものであり、計28回の会議に出席をいただき、多大な労力をかけ、町民である委員の皆様から、一から作り上げていただいた条例でございます。委員の皆さんの、また町民の皆様の様々な思いが込められた、町民みんなで作り上げた誇りある条例であると感じております。

多様化，複雑化する社会状況の中で，今までのように，行政だけで考え実行していくのではなく，将来を見据え，広角的に生きるための基本的なパラダイムを通して世の中を見，町民の皆さんの協力を得ながら，町民，議会，行政が一体となってまちづくりを進めていくという，協働によるまちづくりを実現することが重要でございます。

今後，この利根町みんなのまち基本条例を利根町のために生かし，しっかりと運用していく行政の長として大きな責任を感じているところでございます。この条例の策定を協働によるまちづくりの第一歩として捉え，行政として，この条例の基本理念の実現に尽力してまいりたいと思いますので，議員の皆様方にも御協力をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 利根町みんなのまち基本条例に関しての考え，思いということでございます。

まず，大変な労力を費やして，この条例を立案，上程されることについて，全ての関係者に敬意を表するところでございます。

この条例のキーワードになる言葉がございます。協働のまちづくりということと考えております。町民と議会と行政と，まさに協働でまちづくりを進める根幹となる条例であると考えております。

現在，御心配をいただいている小学校統合につきまして，町民と議会と行政と一体となって進めてきていると考えております。教育委員会の責任者という立場で考えれば，行政の一つの執行機関として，これまで以上に，町民と教育委員会，議会と教育委員会，相互の理解，協力を進める責任があると考えます。

子供たちが，大いに関わる条文も幾つか挙げられております。私が注目した条文幾つかを取り上げて，考えを述べさせていただきます。

第2節第7条，子供のまちづくりへの参加について述べられています。ここでは，子供を将来のまちづくりの担い手として尊重すると述べられています。現在行っている小学校の議場見学だけでなく，子供の意見を聞く場などをこれから設けていくことを考えていきたいと思っております。

また，27条にある，子供が健やかに成長できる環境を確保するとともに，将来のまちづくりの担い手となる人材の育成に努めますとの記述がございます。今回の小学校統合により一定規模の学級数を設置できることにより，多くの友達と触れ合う機会，学級編制が可能となります。1学年で複数の学級を持つことで，教員も複数となり，多様な学習展開も可能となります。改めて，こうしたことが子供の健やかな成長につながり，豊かな人間性が育まれる環境づくりでもあると思われました。

さらに，第29条に関連して，これは財政運営でございますが，利根町，残念ながら現在，過疎地域指定市町村になってございます。

その要件は，御承知のとおり二つ，主にございます。一つは，長期の人口減少率でござ

います。高齢化率，県で2番目。15歳以下の人口率，年少人口率という数字では，県下3番目に低い数字でございます。要件の二つ目，財政指数でございます。自前の自主財源の低さ，指定要件は0.5以下でしょうか。利根町，現在0.42あるいは0.43。10年の時限立法として財政的に有利な部分もあるのですが，過疎指定から卒業しなくてはなりません。前回の学校統合から15年，どんどん子供は減っております。年間に産まれる子供の数は，50名を切っています。過疎指定の卒業できなくても，それを目指して，何かを変えなくてはならないという思いです。

ますます厳しくなる予算，少子化の中で，利根町が持続的な発展を継続していくにはどうしたらいいのか。学校教育だけが聖域とは考えておりません。限りある予算を有効に，子供たちに集中的に振り分けることで，豊かな環境をつくっていけると確信をしております。キーワードの協働のまちづくりは，小学校統合，開校，思うと協働の学校づくりにもなると考えております。こうしたことを思い起こさせる，利根町みんなのまち基本条例がありました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） お考えをいただきまして，ありがとうございました。

何点か今，お二人の言葉について，また後で申し上げまして，何点か条文について再度お聞きしたいと思います。

先ほど，逐条解説に書いてあるというようなことも言われまして，私も，逐条解説読ませていただきました。その中で，第5条関係についても，町民が情報を知る権利，これをどういうふうに，その権利を町民が権利を有するということを理解させるかということなんでしょうね。それで，いろいろな情報についての意見というのは，先ほども言われたとおり，パブリックコメント，手続実施要綱等，第3条等にかかれていのですけれども，果たしてこれだけでいいのか，どうなのか，何か抜けているような感じがするので，そういうことでお聞きしているのですね。ですから，これはあくまで条文であって，もっと細かいことについては，規則や何かで定めるといのであれば，それでいいのですけれども，果たしてそれが今後，定めることについて作業されるのかどうなのかということについてもお聞きしたいのです。ただ，この場でもって，ここに細かいことについては，規則等で定めますよというだけでは，実施するのか，実施しないのか，その辺をはっきりおっしゃっていただけないと納得できない。そういうことでお聞きしたいと思います。

それから，6条関係，ちょっとこれ条文間違えたとあるのですけれども，参加する町民が，参加するその手だてなんですよね。これをいかにするか，これ難しいと思うのですよね。ですから手立て等につきましても，今後，じっくりと町のほうで考えていってもらわないと困るので，よろしくお願ひしたい。

それから，13条の情報の共有化の推進，これについても今は，2020年12月25日にデジタ

ル社会実現に向けての基本方針が閣議決定されているので、その情報をいかにその一人一人に伝えるか、これが問題なのです、これが。だから、これをどうするかというんです。それは規則ではなかなか難しいと思うので、今、考えておられることだけで結構なので、ちょっとお考えをお聞きしたいのですよ。それで、実現できる社会、誰一人残さない、人に優しい、デジタル化を目指す、これに結びついていくのかなというふうに思われますので、ただ単なるこの条例が成立しただけではなくて、ありとあらゆる条例が関係してくる。要するに最高機関であるということは、まさにそこを言っているのかなというふうに思いますので、そういうことについてもちょっとお聞きしたいと思います。

また、教育長のほうから、子供のまちづくり等についてお話がありました。これについては、私、条文は、質問は致さなかったのですが、それは、教育長のほうから今、お聞きしようと思って、わざわざ条文から省いておいたんです。ありがとうございました。

それから、17条関係の構成員の一部公募、専門性があるからというふうなことでございましたけれども、その一部というその曖昧さ、それともう一つは、男女共同参画化によって、その女性の参画をどうするかというようなことも含めて、既存の委員会あるいは審議会等についてもそういう定めがありませんので、そういうその条例、各条例等についても、それは修正していくのかどうなのか。女性が、例えば何割占めるような委員会を構成していくんだ、つくっていくんだ、設置していくんだということについても、ある程度細かく決めていかないと、この条例の本当の趣旨が生きてこないというふうに思うので、その辺についてのお考えをいただきたいと思います。

それから、合意形成の適正ですね。これがなかなか難しいので、100%合意というのは到底無理なんですね。最終的には議会で決めるんだよというようなことで、今、事務局もおっしゃいましたけれども、それはそれでいいのですけれども、その前の段階での、要するに立案の段階で、町民とのいかに調整を図るか、合意までいかなくても図るか、これが一番大事なことなので、その辺についてもどのようにお考えかということにお聞きしたいと思います。これ条例、これ法律ですからね。決め事です。法というのは、やはりみんな一緒に強制して、強制のための相互尊重のルールを決めていくということだろうと思うんですね。これ、小学校のたしか6年生か何かの社会科に出ていたと思うんですね。法とは何かということについて、たしかこういう文言があったかと思うので、今ちょっと引用させていただきます、違っていたら直してください。不確かで申し訳ないけれども、そういうことだろうと思います。

それから、行政評価等について、行政改革推進本部等でもってやるんだよというふうな言われていましたけれども、そのほかにもやはり私は、外部の委員会をつくって、それでもって指摘を受けた方が、よりよいまちができるのではないかというふうに思っていますので、その辺のことについてもちょっと改めて説明をお願いしたいと思います。

それから、33条の今後の広域計画についてあまり話がなかったかと思うのですが、人口

減少がどんどんどんどん進んでいくという中で、やはり、この利根町だけではなくて、近隣の市町村と同じような事務あるいはその事業、一部事務組合含めて、今後、広域計画、ここでは答弁いただかなくても結構なのですが、その方向で考えておられるのか、考えていないのか、その辺だけでもちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

それから、34条、条例の啓発については概要版を配布するのだということなので安心いたしましたけれども、概要版ではなかなか分かりませんので、その特に重要な町民参加、町民にいかに参加していただくかということについては、やはり逐条解説ではないけれども、町の思いを今、町長さんがおっしゃっていましたが、そういう思いを伝えていただきたい。ただ、その中で、公約どうのこうのというのはあまりそういう言葉は使わないで、やはりこの条文の、条例のよさを説明していただきたいなというふうに、私は思っております。

そういうことで、2回目の質疑、それをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきます。

まず、1点目の規則に振ったりという話がありましたけれども、補足説明を最後にちょっと申し上げましたけれども、令和5年度に全庁的に見直し取組を実施してまいります。本条例の推進及び検証に関する常設の附属機関、こちらのほうを令和6年4月に設置したいというふうに考えております。まずは、町のほうで全庁的に取組をして、その内容について不備がございましたら、そこで指摘をしていただきながら、また解決していくというふうな手法を取りたいというふうに考えております。

続きまして、啓発について町民情報に伝えることの手だて、ここは本当に非常に難しいところがございますが、今、行っているホームページ、また広報、この辺の情報の提供の仕方というのもいろいろ御意見をいただきながら、工夫してまいりたいというふうに考えてございます。町民の方にも町民の責務、基本的に広報を見るようなことをちょっとやっただきながら、できるだけ、この町民のほうに情報を伝えたいというふうに考えております。

情報の共有化についても同様でございます。

構成員の一部公募につきましては、こちらにつきましては、今回の本条例制定後、本条例の趣旨をもって、いろいろな見直しがあると思います。もう少し町民を入れないといけないとか、そういう部分につきましては、その一つ一つが附属機関ごとに各担当で検討していただき、この条例の趣旨にあった形で進めていただければというふうに考えております。その中で、女性の割合、これ男女共同参画も関係して、女性の割合を条例に制定するのではなくて、審議会等の一部基準というのがございますので、そちらのほうで男女の比率が半分になるような形で規定をさせていただいて、進めてまいりたいというふうに考えております。

合意形成の部分につきましては、今、附属機関があるものにつきましても、基本的には附属機関で審議をして、合意形成を取るときに、最終的に賛成、反対、多数決を取っていくような形になると思います。利根町のみんなのまち基本条例を策定するときの検討委員会でもやはりそのような形で、最終的にはいろいろ意見を聞いて、最後に多数決を取ると、これはやむを得ないものだと思っておりますので、最終的には、議論を尽くした後、その辺は、議長、委員長、その方にお任せをして進めていきたいというふうに考えてございます。

次の行政評価の実施、こちらのほうの外部評価につきましては、利根町に合ったものが、外部評価がいいのか、今、公表されて、これを御意見を募集したときに何も返ってこないということであれば、当然、外部評価のほうがいいと思います。この辺につきましては、近隣市町村の行政評価のほうも見ながら、ちょっとこの条例の趣旨に合った形で考えていきたいというふうに考えてございます。

次の33条の、今後の広域計画についてということでございますけれども、今回の議会のほうの議案のほうに、3組合の統合についていろいろ提案をさせていただいてございますけれども、そのほか、各市町村や利根町のほうで課題となるものがあれば検討してまいりたいというふうに考えてございます。

条例の啓発についてということで、この部分で、町民の参加、この部分を、町の思いを伝えるということでございます。このパンフレットを作成するとき、その辺も意識して作成をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

井原議員。

賛成討論、反対討論。まず、反対討論が先でありますけれども。

次に、賛成討論。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） それでは、ただいまの利根町みんなのまち基本条例について、賛成討論を行いたいと思います。

町民が自らまちづくりについて責任と自覚をするためには、まず、町長が内容を理解し、先頭に立って、町民がまちづくりの主役となる協働のまちづくりを進めるという強い思いを語る必要があると考えます。

この条例は、平成30年8月から令和4年10月までの間、28回の検討委員会を開催し、策定について諮問した町長もすばらしい内容だということで、この条例についてさぞ満足していることと思います。

この中に、検討委員会の委員が重視したこととして、この利根町みんなのまち、まちづくり条例を広く町民に理解してもらいたい、条例の趣旨を浸透させたいとの思いが語られています。成立しても魂が入っていなければ絵に描いた餅、つまり仏像をつくって魂を入れなければ単なる木や石と同じであるという有名なことわざもあります。せっかく町政運営のためによいものをつくっても、執行する町長のやる気が抜けていたら、つくった努力も無駄になります。また、職員の皆様方も一人一人が、町民に理解を深める努力を怠らないようお願い申し上げたいと思います。

長い間検討を重ね、汗をかいてこられた委員長さんをはじめ委員の方々には、お礼を申し上げます。

今後は、この条例の趣旨を規範として、町民、議会、町行政がさらなるまちづくりを進めていかれることを期待し賛成といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。この利根町みんなのまち基本条例、賛成とさせていただきます。

町長就任の4年にわたり28回の会合を重ねて、皆さん委員の方も大学の先生等いろいろ顔ぶれがいっぱい多種多彩の方々に参加されて、いい案ができたと思っております。

全国2,700あまりの自治体の中で約4割しかやっていないものを、今回、利根町が初めてつくり上げたということでございます。先ほど、布袋課長のほうからもありまして、やりながらも問題があったら直していくと、今の時代に合ったように変えていくんだと、そうしていかないと物事は何も前に進まないという思いも、私も思っておりますので、引き続き、これが町の憲法となるものでございますので、憲法の第9条みたいな難しい話を反対する人もいないと思いますので、できる限りその時代、時代に合ったように問題があったら直していくとそういった柔軟な考えで、ただ、基本路線は堅持するという形をお願いしたいなという思いでございます。

以上をもちまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に対する反対の議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第73号 利根町みんなのまち基本条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第73号は原案どおり可決されました。
採決システム終了いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，議案第74号 利根町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） それでは質疑をさせていただきます。

今後の定員管理計画について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは、大越議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今後の定員管理計画についてでございますが、現在、利根町職員定数条例に定められた定員内173名で行政運営を行っております。

今回、上程させていただいております定年等に関する条例の一部を改正する条例の議決をいただいた後も行政運営に滞りないように、毎年度、退職者等の調査見直しを行い、現在と同じ173名で行政運営のほうは行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第74号 利根町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについては、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第74号は原案どおり可決されました。

採決システムを終了いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第3，議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第75号は原案どおり可決されました。

採決システムを終了します。

暫時休憩をいたします。再開を11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第76号 利根町個人情報保護法施行条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光君。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

専門的な知見が必要になってくるので、審議会の諮問についてなのですが、②、③ちょっと読み上げないのですが、これについて、先に諮問を諮って、その基準、詳細を決めておいたほうがいいのではないかなというふうに思ったので、今回、質疑をいたしました。担当者のお考えをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、本施行条例の大本でございます、個人情報の保護に関する法律第129条について御説明をさせていただきます。

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講じる場合、その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会、その他の合議制の機関に諮問

することができるかとされております。

国が管轄いたします個人情報保護審査会としての見解は、意見を特に聞くことが必要であると認める場合には、地方公共団体が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、専門的知見を有する地域の代表者や有識者からの意見を聴取することが特に必要である場合との見解が示されており、利根町情報公開及び個人情報保護審査会を含めた有識者の方からの意見を聴取することができるかとされております。

この国の見解も踏まえまして、施行条例の運営に際しましては、井原議員おっしゃるとおり、基準、細則等を定める方向で、内容について現在検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第76号 利根町個人情報保護法施行条例を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第76号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5、議案第77号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑通告がありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第77号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第77号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6，議案第78号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） これ、私のちょっと解釈の違いで、この質疑取り下げます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第78号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第78号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7，議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。議案第79号の内容について4点お伺いします。

まず、25ページ、電子自治体推進事業コロナ交付金行政事務改善費、委託料、それから工事請負費、こちらに2件の事業により、この文化センターが無線LANアクセスポイントが増設されるわけですが、私もオンラインでの会議を文化センターのある1室でやったことがあるのですけれども、そういうことができる場所が増えるのだらうなと思います。アクセス範囲はどのように広がったのか、どのように変化されますか。

2点目、26ページの同じく行政事務改善費のコロナ交付金による備品購入費、こちらが、AI音声認識による会議録作成システム933万1,000円です。こちらのほうは、一般質問の中でも説明が少しあったと思いますが、このシステムの機能の詳細といいますか、スペック、それから導入による効果、ランニングコスト、こちらについてお答え願います。

三つ目、33ページ、水田農業対策費、経営所得安定対策等推進事業、説明でお伺いしたときにちょっと聞こえづらかったのですけれども、eMAFFという呼び名で農林水産省

共同申請サービス，こちらのことをおっしゃっているのだろうなと思ったのですけれども，これを利用することにより可能になる手続，こちらの種類と，今後のサービス利用の費用についてお答え願います。

四つ目，36ページの教育費関係で，事務局費，学校ICT環境整備に関する事業，学校L3スイッチ更新業務407万円。こちらも，更新することで恐らくタブレットの機能が改善するのだろうと思うのですけれども，こちらの内容をお伺いいたします。

以上，四つをお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきます。

まず，文化センターの無線アクセスポイントの設置につきましては，新型コロナウイルス感染症による分散勤務が増えたため，事務室，1階講座室，2階研修室この3か所に，今，アクセスポイントが設置されてございます。今回，新規でホールのように1台設置をさせていただきますして，まちづくり条例や学校跡地関係のほうの説明会等でも使用させていただきましたし，また，町政懇談会のほうで動画配信等にも使えますので，文化センターのホールにアクセスポイントを設置し，そういう形で使用できるような整備を整えるものでございます。

続きまして，AI音声認識による会議録作成システムにつきましては，情報セキュリティの観点から，オフライン，インターネット未接続の状態音声認識が可能となっております。議会の会議録作成と同様，会議録録音用のボイスレコーダーで録音した音声をシステムにダウンロードし，文字起こしが開始され，ワードなどのテキストにテキスト化されるような形になります。また，システム内のほうで話者，発言者の登録を行うことで，自動で話者のほうも振り分けすることも可能でございます。また，会議を開催するとき接続をすることによりまして，モニターのほうにリアルタイムで表示することも可能となっております。この辺につきましては，まちづくりの利根町みんなのまち基本条例もございまして，会議録の作成等に要する時間をできるだけ省略することが可能になると考えてございます。

買取りのため，システム使用のランニングコストについてはかかりませんが，6年目以降バージョンアップ，そういうものの保守経費，こちらが月額4万4,000円，年間で52万8,000円，この分経費がかかってございます。一応バージョンアップが不要と判断した場合にはそのままランニングコストはかからないという形になって，今のバージョンのままずっと使うことが可能となっております。その辺は，6年目のときにシステムのほうが現状のままで大丈夫かどうかというのを確認して，判断をさせていただきたいと，そのように考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） eMAFF利用により申請が可能な手続の種類とサービス利用の費用でございますが、今回補正をさせていただきます176万円の増額は経営所得安定対策等推進事業でございます。これにより申請が可能となる手続につきましては、水稻生産実施計画書、経営所得安定対策交付金と営農計画書及び利根町生産調整推進対策事業達成者奨励交付金申請等でございます。eMAFFを利用するためのサービス利用の費用につきましては、無料となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、石山議員の質疑にお答えいたします。

36ページをお開き願います。

目2事務局費、節12委託料、学校ICT環境整備事業、学校L3スイッチ更新業務委託407万円の更新することによる機能改善の内容につきましては、現在使用しているL3スイッチの5年間のリース期間が終了しているため、機器を更新するものです。校内からのデータ通信の全てを経由するスイッチのため、GIGAスクール構想に対応できる仕様の製品に更新し、学校ネットワーク強靱化を図ります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 最後のL3スイッチについて、1個だけ確認させてください。

5年間のリースが済んでということなのですけれども、これはそうしますと、L3スイッチというものが強靱化、ネットワークの強靱化ということなのですけれども、前のL3スイッチと同じものをまた入れ直すということでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 昨年度、校務ネットワークシステムの構築を行って、世界的に半導体不足の影響により納期が大幅に遅れるため、再リースで対応していたL3スイッチの納品がめどが立ったため、更新するということになりました。新規で予算を計上したということでありませう。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私は、今回、債務負担行為いろいろ上げられておりますけれども、これらが全て一般財源であるのかどうなのかということについて、まずは1点お聞かせください。

それから、2番目といたしまして、2番目、3番目、法人税額あるいは特別交付税、非常に今回、減額あるいは少額な計上になっているので、この原因、ちょっともう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それからもう一つは、新型コロナウイルスの創生臨時交付金ですね。これ、ただ何々が高騰分で、何千万円減額したとか、増額とかいうふうなことでは分からないので、先に、予算計上のときに、電気、ガスの値上げ、それから食料品等の高騰価格等の緊急支援金ということが一つ。それから保育園があれば、幼稚園への事業者向けの物価高騰分対策の助成金という項目、それから農業者に対する肥料価格の高騰の支援面、それから公共交通事業者に対する燃料費の高騰分に対する支援などが挙げられて、分けられて、交付された、支援されたと思うのだけれども、これだけではあまり大ざっぱで分からないので、これをちょっと砕いてちょっと御説明いただければと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

債務負担行為補正全てが一般財源かということでございますが、債務負担行為補正につきましては、議案書5ページから15ページに記載のとおりです。

債務負担行為を設定した事業につきまして、国県支出金や地方債等特定財源を充当する事業は、10事業ございます。

まず、議案書7ページ、下から5番目のシティプロモーション専用サイト維持管理業務委託は、国県支出金として事業費の2分の1、7万9,000円ございます。

その三つ下の生活困窮者自立相談支援事業業務委託も、国県支出金が事業費の4分の3、43万7,000円ございます。

8ページをお願いいたします。

上から4番目の地域活動支援センター事業業務委託も、国県支出金が補助基準額とはなりますが、その2分の1、19万2,000円ございます。

その下のひきこもり対策推進事業業務委託も、国県支出金が事業費の2分の1、34万4,000円ございます。

9ページをお願いします。

上から5番目の児童クラブ教室機械警備業務委託も、国県支出金が事業費の3分の2、47万5,000円ございます。

その下の放課後児童対策事業、アプリ維持管理業務委託も、国県支出金が事業費の3分の2、10万5,000円ございます。

その下の妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査委託は、国県支出金として、妊婦健康診査の2分の1、18万7,000円と地方債過疎対策事業債となりますが、200万円を充当する予定です。

その下の産後ケア業務委託は、国県支出金として事業費の2分の1、18万7,000円ございます。

11ページをお願いいたします。

下から5番目の学校給食用物資賄い材料費購入は、その他として4,467万2,000円ございまして、保護者から徴収する学校給食費、こちらは現在、予算編成中ではございますが、引き続き子育て世帯への支援を継続して実施をしていくため、学校給食費の2割分を助成する予定ですので3,310万2,000円。

タイケン学園に貸与している土地賃借料から657万円。今回、上程している旧利根中学校校地の売買が成立したら、売払金のうち500万円を充当する予定です。

その下の外国語指導講師派遣業務委託は、地方債過疎対策事業債として1,000万円を充当する予定です。こちらは、いずれもあくまで限度額に対する特定財源となりますので、来年度の予算、当初予算に計上する額とは異なる可能性はございます。

続きまして、特別交付税の額が少額なことについてでございますが、議案書20ページをお願いします。

款10地方交付税、目1地方交付税、特別交付税が77万4,000円でございます。

今回の補正予算において計上させていただいております特別交付税ですが、こちらは、23ページをお願いします。

款2総務費、目3財政管理費の財政事務費、財務会計システム改修業務委託の2分の1が特別交付税で措置されることから、計上したものです。業務の内容は、地方単独事業ソフト分となりますが、その決算額に関する調査に係るシステムの改修費となります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それでは事前に通知がございましたので、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

20ページのほうをお願いいたします。

法人税の減額についてでございますが、まず、均等割の303万5,000円の減額ですが、第7号法人事業所の廃止があったことによる減額並びに第9号法人から第7号法人への変更があったことによる減額でございます。

次に、法人税割の826万7,000円の減額ですが、先ほど申し上げた、第7号法人事業所の廃止による減額並びに大口納税者の納税額が見込みより少なかったことによる減額でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について御説明をさせていただきます。

20ページのほうを御覧ください。

まず、新型コロナウイルスの交付金について御説明をさせていただきます。

括弧書きがないものにつきましては一般分、その下の原油高騰分、重点分という表現で

説明をさせていただきたいと思います。

今年度、町に配分されております交付金は、今、申し上げました、一般分と原油高騰分、重点分の三つでございます。

一つ目の一般分につきましては、昨年度、令和3年度に国の補正予算のほうで可決されて、町に配分をされてございます。総額が、その当時1億2,116万2,000円のうち、令和4年度に繰り越してございますのが1億666万3,000円、こちらを繰り越してございます。また、6月に、令和4年1月から3月に交付決定をされた、この国庫補助事業の地方負担分としまして34万3,000円、合計1億700万6,000円が一般分として配分をされてございます。

二つ目の原油高騰分につきましては、本年4月に国の令和3年度の補正予算の繰越分と令和4年度の予備費、こちらを財源としまして新たな交付金としまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として創設されて、8,149万円が配分されてございます。

三つ目の重点分につきましては、9月に国が令和4年度の予備費を増額しまして、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、より重点的、効果的に交付金を活用したコロナ対策を強化するため新たに交付金が創設されて、こちらは5,255万4,000円が配分されております。

三つの交付金を合計しますと2億4,105万円が配分されることとなってございまして、現在、配分額のうち、1億7,938万2,000円を充当し、コロナ対策を実施しているところでございます。

今回、原油価格高騰分がマイナスになってございまして、こちらにつきましては、補正予算で計上した事業が一般分のコロナ交付金の対象事業のため、原油高騰分に組替えが可能な、主食用の稲作生産継続支援対策事業分を一般分から財源組替えをさせていただいております。これは、先月、国からコロナ交付金の取扱いにつきまして通知がございました、令和4年度の予算である物価高騰分と重点分の二つにつきましては、繰越明許が可能という形になりまして、令和5年度に使用ができる形となってございます。

一般分につきましては、令和3年度の補正予算で組まれておりますので繰越しができないということでございますので、こちらにつきましては、また一般分と原油価格高騰分と重点分の、この計画の中での変更が可能であるというふうな形で通知がされております。ですので、コロナ交付金をできるだけ有効的に活用するため、最終的な組替えにつきましては3月になってしまいますけれども、ある程度今現在分かっている、今回、予算で計上させていただいているものにつきましては、コロナ交付金のほうを組み替えさせていただきまして、今回このような形でマイナスになっていたりとかという形になってございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ありがとうございます。

それで、今の法人税額について、9号法人から7号法人に変更になったことによるものだというふうに説明があったのですが、これは何社ぐらいで変更になったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、特別交付税について、今回少なかったことについてお聞きしましたら、財務会計システム云々ということでの財政事情についての特別交付税を要求したということなのですけれども、このほかに何か特別な利根町ですね、財政事情が見当たらなかったのかどうなのか。何かもう少し細かく、洗いざらいして申請してもよかったのかなという感じがいたしましたので、ちょっとお聞きをいたしました。

それから、新型コロナウイルスについて、今、よく分かりましたが、はっきり言って分かりません。数字があちらこちらで、よく分かりませんが、とにかく今言った、いろいろな支援、給付金支援することについて、各方面に行き渡ったのかどうなのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それではお答えいたします。

事業者の数としましては、9号法人から7号法人への変更は1事業所でございます。9号法人の場合ですと均等割の課税額のほうが300万円のところ、7号法人になったために41万円の税額に変更になってございます。

それと、もう1事業所のほうが7号法人であったところが、法人から個人の事業となりましたので、その分の減額でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それではお答えします。

特別交付税につきましては、地方交付税総額の6%に相当する額が交付されます。こちらの交付時期なのですが3月となりますので、毎年3月31日付で専決処分を行っているところです。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えさせていただきます。

このコロナ交付金につきましては、交通事業者のほか、医療機関や保育園、そのほか高齢者のエアコン設置など様々なところで活用させていただきまして、また、商品券のほうも発行させていただきまして、かなりの部分で行き渡っているのかなと思いますけれども、まだ物価高騰や原油価格高騰がございます。この分につきましては、今残っている交付金を活用し、また今後も必要なところに活用させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号），ページ23ページの款2総務費，節12の委託料，財務会計システム保守業務委託506万円の減について。これ説明では，職員で対応したと，これ以前にも職員で対応して減額。何だ，この辺の予算要求の時点で分からなかったのか，職員で対応したというのはそれはそれでいいのですよ。だけれども，私の思っているのはそれではなくて，これだけ減額するのだったら，もっと違うところに対応できるのではないかと。前にも，先ほども言いましたけれども，以前にも職員で対応したから減額します，そのようなことがあったので，その辺よく説明してください。

それに，31ページの款3の民生費，14の工事請負費で，文小の児童クラブ間仕切り壁等と，これで182万8,000円の増，これ本来であれば当初予算で要求するのが適当だと思うのですけれども，これ緊急性が，本当に補正なので，緊急性が本当にあったのか。これ以前には，トイレとか内壁等の補修も行っていると思うんですよ。その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 財務会計システム保守業務委託の減額につきましては，議案書23ページをお願いします。

款2総務費，目3財政管理費の財政事務費，財務会計システム保守業務委託ですが，財務会計システムの入替えに伴いまして，システム内の源泉徴収事務におけるデータの移行を委託業務での発注を考慮しておりましたが，そのデータにおいて個人番号を利用しているデータがございましたことから，データ抽出を新システムに移行する業務については，町職員で行うことが，後でですが適切であると判断し，対応したことにより減額するものです。

確かに，今，石井議員おっしゃるとおり，ちょっとこの業務，データの量が多かったもので発注を考えたのですが，よく最初から内容を精査し行っていればこのようなことはなかったと思いますので，今後，気をつけて，ちゃんと業務を予算化するときには注意を図りながら計上したいと思いますので，よろしくをお願いします。どうもすみませんでした。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは，石井議員の御質疑にお答えいたします。

歳出31ページをお願いいたします。

款3民生費，項2児童福祉費，目4放課後児童健全育成事業費，節14工事請負費182万8,000円の増額で，当初予算で計上せず補正での対応となった理由でございますが，小学校の統合時の児童クラブの体制は3クラブで実施することは決まっておりましたが，学校跡地利活用検討委員会の中で，文小小学校での児童クラブの実施場所を校庭側の前の校舎に移動する案を出しており，今年度，その利活用案が検討されているところであったため，令和5年度の実施場所が確定しておらず，当初予算での計上はできませんでした。

利活用では、来年度から設計、その後、工事を行ってから利用できるようになりますが、児童クラブは来年度当初から預かる児童がおりますので、3クラブとも実施し続けなければなりません。様々な検討をした結果、今までどおりの場所で児童クラブを実施することになりました。令和5年度から文小学校は学校施設ではなくなりますので、文児童クラブを運営するためには、利用面積が200平米までは用途変更の手続の必要はありませんが、建築基準法及び消防法の基準を満たしておかなければなりませんので、そのために必要な改修工事が補正での対応となりました。

なお、工事のほうは、児童クラブの運営に支障がないように、今年度中に児童のいない日時で実施しまして、令和5年4月1日から児童をお預かりできるよう整備いたします。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第79号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8，議案第80号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第80号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号），14ページの款1総務費，節14の工事請負費，旧診療所跡地地中埋設物の撤去工事993万円の減，これ減額の理由と今後の対応について説明してください。

○議長（新井邦弘君） 松本保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

旧診療所跡地地中埋設物撤去工事の今後の対応についてですが、今回、議会初日にも補足説明させていただきましたけれども、当初、跡地の一部の箇所から埋設物が発見されていたのですけれども、実際、工事始めるに際しまして周りを見させていただいたところ、

そのほかの場所からも一応埋設物が発見されたので、当初予定された面積だと十分賄い切れないので今回、補正で全額減額させていただきまして、今後につきましては、その所有者様と工事の広さ、深さなど工事方法を十分話し合いを行った上で、改めて予算のほうを計上させていただきます。

説明は以上になります。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第80号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第80号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9，議案第81号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第81号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第81号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第10，議案第82号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第82号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。
それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第82号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第11、議案第83号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第83号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第83号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第12、議案第84号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告がありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第84号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第84号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第13、議案第85号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8 番井原正光議員。

○8 番（井原正光君） それでは、工事請負変更契約の締結について質疑をいたします。

工事期間の延長の変更でありますけれども、相手側の工事期間が遅れたのは、資材発注の遅れによるもの、いろいろ原因があると思うのですけれども、これは担当課としては、聞き取り調査などを行ったと思うんですよね。ただ単に延長するからということでもって、変更という結論を出されたわけではないと思うので、その辺をお聞きしたいんです。

この施設、大変、町民にとりましては利用度が高い施設でありますので、大変迷惑をかけるということから、担当者は相当細かく聞き取り調査をしたと思うので、その辺のことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

工期を50日延長する原因となりました、基礎杭の製造期間に4か月を要した経緯でございますが、当初、設計での工期の算定におきましては、杭の製造期間を含め2か月での搬入を予定しておりました。しかし実際には、特に受注量が多かったため納期調整及び短縮が困難な状況になり、搬入に4か月かかったものでございます。

契約相手方の作業工程が遅れたわけではなく、材料が予定どおり入らなかったという理由のため、瑕疵はないものと判断しております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8 番（井原正光君） 業者をある程度擁護するのは分かるのだけれども、業者は大変大きな業者なので、もう少し資材等の発注、この不足分というのはもう事前に分かっていたと思うんですよね。こういうことから考えれば、やはり工事の進捗状況、これは担当者がやはり見守りながらいろいろ指導するのでしょうかから、その辺の段階においてしっかりやってもらわないと、こういうことで町民に迷惑かかるということなるので、今後、注意していただければなというふうに思います。その辺の答弁をいただいて終わりにします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えをいたします。

受注量が特に多く、納期調整が困難になることは、予測困難であるとはいえ、今回のことを踏まえまして、今後は、余裕を持った工期を算定してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8 番（井原正光君） 工期はあまり余裕もって駄目なんです。要するに、早くに完成させるために、最低限の工事期間でもってやるわけですから、そういう答弁より、もっと少しこう考えて答弁してください。終わります。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第85号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

原案を可決することについて、お手元ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第85号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第14、議案第86号 財産の処分についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に従い質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 普通財産の売買契約書についてでございます。学校法人タイケン学園のこれまでの利根町に対する貢献度、健康体操とかスポーツの関係とか、あるいは生徒が利根町に住むことによつての交付税関係の増とか、そういったところを総合して、どのぐらいというか、パーセントで表すのは難しいかもしれませんが、その貢献度、行政はどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

まず、日本ウェルネススポーツ大学との大学連携による貢献度につきまして御説明いたします。

平成24年4月に大学が開校し、同年8月に大学と協定を締結しまして、大学との連携事業を実施してございます。当初は、運動会や駅伝大会など町のイベントに携わっていただきましたが、令和4年度には、健康教室や子供スポーツ教室、地域部活動推進事業など連携事業の件数も増えてございまして、多くの学生に協力をいただいているところでございます。

また、大学の第1グラウンドにつきましては、毎月第1、第3日曜日に無料開放し、地域スポーツ活動や福祉活動に貢献をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、話されたように、町行政ではできない面で、タイケン学園がサービスというか、行ってくれているということで、町にとっても大変貢献しているのではないかというふうに私は思っているのですよ。

今、子供のスポーツあるいは健康云々言われましたけれども、町で行おうとしたそういう子供のスポーツや、あるいは健康面で、町が行おうとした全体の、このタイケン学園ではどのくらい貢献しているというふうに思っていますか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきます。

まず、大学連携につきましては、事前に各課のほうにお願いをしまして、連携できる事業のほうを上げていただいております。また、大学のほうにもその調査結果を大学のほうと協議をいたしまして、子供たちの事業にも支障がない範囲で、その大学連携を進めているところでございます。

平成30年度には7件の事業がございまして、令和2年、令和3年はちょっとコロナの関係もございまして、4件というふうに数は減ってきてございますけれども、令和4年度には8件ということで、また数字のほうが上がっております。

そのほか、今現在、大学とも話を進めておりまして、何か今後もっと大学と連携をさせていただきたいということで話もさせていただいて、逆にこちらから提案するわけではなくて、逆に大学側のほうからも町に要望していただいて、連携事業のほうを今後も数多く進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そのように、町民にとってはもう必要不可欠な学校というふうに位置づけられつつあるんですね。

先ほどちょっと言いましたけれども、その人口増に対する交付税等の面についてお答えなかったのですが、町に住んでいる学生さん、町内以外から移り住んでこられた、それで町で生活している学生、何人ぐらいいるのでしょうか。そうしますと、それに対して当然地方交付税は増額されますので、計算はしていないのでしょうか、どのぐらいになるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 今回のこの土地の売買に当たりまして、その辺、今、利根町に何人ぐらい学生いるのかということを確認したところ、一応、大学生は、151人はこちらに住んでいるかなということで、大学から回答を得ております。

交付税につきましては、いろいろ人口とか、あと年齢いろいろなものでちょっと何とも正式には言えないのですが、おおむね1人10万円ぐらいの交付税の算入はあるのかなということで考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第86号 財産の処分について質疑いたします。

タイケン学園の賃借料は、平成23年から令和22年度までの30年間で約2億5,100万円で

あります。払下げ後の金額は幾らぐらいになるのか、それと今後の払下げの予定について説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 町で学校法人タイケン学園に貸借している土地は、今回売却する土地のほか、旧布川小学校跡地のうち校舎、体育館が建っている場所と旧利根中学校の第2グラウンド、野球場がございます。

今回、利根中学校校地分を売却しますと、年間賃借料ですが、現在の888万円いただいておりましたが231万円減りまして、657万円となります。払下げをいたしますと、平成23年から令和22年までの賃借料はトータルで2億900万円となりますので、4,200万円ほど減額となります。実際には、今回の売却額が3,426万8,611円ですので、800万円ほど減額となっております。

それと後は、今後のことなのですが、一応こちらの、今、言いました、布川小学校跡地と旧利根中学校第2グラウンド、こちらにつきましても、タイケン学園において購入したいということで鑑定はしてございます。ただ、今後購入につきましては、購入費用、大学のほうで確保できたら、改めて町に払下げの申請をしたいということですので、時期については今のところはっきりしてございません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

議案第86号 財産の処分についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第86号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第15、議案第87号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第87号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

原案を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。
それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第87号は原案について同意されました。

ここで、利根町教育委員会委員の任命に同意された川上有香氏より発言を求められておりますので、これを許し、入場を求めます。

〔教育委員会委員川上有香君入場，登壇〕

○教育委員会委員（川上有香君） ただいま利根町議会におきまして、教育委員の御承認をいただきました川上有香でございます。御承認いただきありがとうございます。

私にとりまして重責ではございますが、これまでの経験を生かし、時には経験にとらわれないことなく、創造力を持って利根町の教育の発展に貢献できるよう、微力ながら尽力してまいりたいと思います。

町議会議員の皆様並びに町当局の職員の皆様方の御支援のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

〔教育委員会委員川上有香君退場〕

○議長（新井邦弘君） 日程第16，議案第88号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第88号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

原案を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第88号は原案について同意されました。

ここで、利根町固定資産評価審査委員会委員の任命に同意された坂田重雄氏より発言を求められておりますので、これを許し入場を求めます。

〔固定資産評価審査委員会委員坂田重雄君入場，登壇〕

○固定資産評価審査委員会委員（坂田重雄君） ただいま、固定資産評価審査委員会の委

員の選任につきまして、御承認を賜りました坂田重雄でございます。平成29年3月に町職員を退職しましたが、3月の議会終わりました、それからここに入ってくることは絶対にはないだろうと思っておりましたけれども、このような機会をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

新井議長をはじめ議員の皆様におかれましては、町の発展や町民福祉の向上のため、日頃から精力的に活動されていることに対しまして、心から敬意を表するものであります。

この固定資産税評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に対する不服を審査、決定するために、町に設定された中立的専門的な第三者機関であります。微力でありますけれども、固定資産評価審査委員会の委員として、その職務を誠実に全うしたいと考えております。

議員の皆様には御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます、挨拶に代えます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

〔固定資産評価審査委員会委員坂田重雄君退場〕

○議長（新井邦弘君） 日程第17、議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、反対する議員。

石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。私は、議案第89号に関して、反対の立場から討論します。

今回の3組合統合複合化によるメリットは、将来の廃棄物処理の広域化統合に向けての組織体制の強化と認識しておりました。私は、将来のさらなる広域化に反対するものではなく、この計画の説明をいただいた過程で示されました、令和5年度から10年間のトータルコスト（影響額）という資料の内容に疑問を持ったため、ただいまこの時点での統合に反対するものです。

地域手当、管理職手当の削減、退職者不補充、じんかい処理施設の受付業務の直営化は、組織の強化を促すものではありません。

そのように考える理由は、次のとおりです。

ごみ処理施設、し尿処理施設は、いわゆる環境プラントであり、延命化の努力が必要な中、熱利用やバイオガス利用の発電といったエネルギーの地産地消、焼却灰の資源化の推進として、灰やセメントの材料とすること。そして、山元還元という金属抽出技術、こういうものが求められております。さらには、令和4年4月に施行されたプラスチック資源

循環法への対応として、プラスチックごみ対策、ゼロカーボンに向けての技術の導入、そして、排ガスからCO₂を分離回収する技術などが求められております。さらには、自治体DXデジタル化の試み、例えば、環境プラントの受付業務の自動化など、技術が出てきております。

今、申し上げたような業務の推進の検討、環境インフラにまつわる科学技術などの進歩は目覚ましく、こういうものが求められています。これから10年後、20年後の循環型社会形成を考えると、環境プラントには多くのミッションが課せられています。これらをマネジメントしていくためには、組織の中に総合的判断をする人ゼネラリストと、技術系職員に代表されるスペシャリストが十分に存在し、その頭脳が十分に機能することが必須だと考えます。新規採用しない、また、手当の削減、退職者不補充、受付の直営化、民間委託業務の直営化などが行われれば、環境インフラをマネジメントする中枢の弱体化は否めないと考えます。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。私は、賛成討論いたします。

今、反対されました石山議員とは、同じ塵芥組合で議論を交わしてきた中でございます。塵芥組合の中でも、かんかんがくがくありました。今、質問を投げかけてもなかなか返ってこないとか、そういったものがあって、それに対する石山議員の今の発言にも、私ははっきり言って理解を示しております。

しかしながら、利根町の置かれている立場を申し上げますと、塵芥、衛生、稲敷広域はたまた火葬場等の問題におきまして、ここでいずれ必ず造らなければいけないと。そして、それに向かっていかなければいけないということが、これは反対する人は多分いないと思います。

ここに、長年の10年近くの、10年以上かもしれません、その期間を要するということがありますので、ここで、利根町としては総合的な判断で一旦賛成をして、後は、中で3組合統合後、よりよい、いい方向に持っていくように努力することを私は期待して、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 私は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散という、この議案第89号に

つきまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回、稲敷地方市町村圏事務組合に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合が合併させて、複合的一部組合の設立をするということでございます。

現在行われています、このごみ処理や資源物の出し方あるいは収集方法など、新組合成立後も、今までどおり、ごみの出し方、収集方法と同じであります。また、ごみ袋などの値上げにつきましても、住民サービスの低下などの影響がないと、ごみ袋の値上げがないこと、値上げしなくても住民サービスの低下など影響がないものと考えられます。

大変、人口減少社会に今、突入をしております。多くの自治体がこの人口減少で、危機感を抱いております。つまり、いかに行政サービスの維持に努めるかというような、そういう危機感を抱いていると思います。

かかるときに、複数の自治体が共同で設置、管理、執行しようとするのは、広域の連携、経済性による行政側の効率化、また、財政状況の改善が進み、持続可能な行政サービスの体制の構築に可能となり、魅力ある地域づくりができるというふうに思いますので、現在、龍ヶ崎市、利根町、河内で構成しているこの処理について、今後、複合的一部組合設立することについて、賛成討論といたしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

その前に、私と大越議員は、この利根町からは県南水道企業団のほうに行っておりますので直接は関係ありませんが、私も利根町の議員でございます。それで、ほかの議員の皆さん、また、利根町の議員さんの意見もいろいろと聞いております。

やはり将来のことを考えれば、3組合が統合して、将来のためになるのかなと、私は賛成しましたので、賛成します。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第89号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、議案第90号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第90号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第90号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第19、議案第91号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 議案第91号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について。これは、先ほどと同じように、3組合を合流させて複合的一部組合を設立することなのですけれども、このことに対して、賛成討論をいたしたいと思います。

衛生組合が行う環境衛生施設は、人々が安全で安心して生活していく上で欠かすことのできない大きな役割を果たしているというふうに思っています。

人口減少が進む中、行政区域を越えて、施設の一体整備を図り総合利用することは、広域的なまちづくりを進める上で大変大事であるというふうに思いますので、この合流することに、私は賛成をいたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第91号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第91号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第20，議案第92号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第92号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって，議案第92号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第21，議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

質疑通告がありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

井原委員。

[8 番井原正光君登壇]

○8番（井原正光君） 議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合の規約の変更について，賛成の立場から討論をいたします。

住民の生活が行政区域を越えて飛躍的に広域化している中，公共施設の一体的な整備や総合利用は，今後のまちづくりに重要な施策であると考えております。

塵芥処理組合，また衛生組合が現行の稲敷地方市町村圏組合に合流させ，複合的に一部事務組合にすることは，多くの利点があると思います。また，改善点を見いだして改善を行っている点など，評価をいたします。

総務部門の一元化に伴い，人員不足の解消及び組織体制の充実が期待され，事務の効率化及び大幅な経費削減が見込まれておることとあります。退職者を補充しないという意見が出されておると思いますが，内容を見ますと，今後10年間で退職する職員8名の補充は行わないということになっております。その内容をもっと細かく見てみますと，令和7年度

に1名退職，令和11年に1名，令和12年に3名，令和13年に1名，そして令和14年度に1名退職する。この8名についての補充は行わないということで，この補充を行わないのですけれども，3組合が合同することによって，当分の間，人的な影響は私はないというふうに考えております。

また，衛生塵芥組合，搬出入受け業務を今後，職員が行うなどと，この改革を実施して経費削減が図られておるといふ点も，私は評価をしたいと思います。

また，地域手当について耳にいたしますけれども，塵芥処理組合，また衛生組合は，地域手当10%しているということでございますけれども，この2組合の作業内容が大変きつい，汚い，危険であるとの，いわゆる3Kを意味し，過酷な仕事であるということから，これまでも手当てを厚くして職員の確保を図ってきたのではないかとこのように思っております。

ここで消防について考えますと，人々を災害から体を張って守る働きをしている稲敷市町村組合，この職員を今までどのように見てきたか。このように危険と隣り合わせで活躍していることについて，見放されていたのではないのかなというふうに思います。それで，合併することによって，やっとその危険性，大変だなということに気がついて，この地域手当を引き上げようとするもので，私はこれまでの労に対するものだということに評価をしております。財政負担が増えるというような意見もありますけれども，日常生活の安全安心が確保されるなら，首長さん方が一工夫をして予算を捻出したらどうかなというふうに，私は思っております。

今後，経験のしたことのない人口減少社会に突入いたします。そして，多くの自治体が危機感を抱きます。

であれば，今後，複数の自治体が共同で管理，執行していく組合の合流は，維持可能な行政サービス体制の構築に大変重要な意味を持つというふうに私は考えますので，3組合を合流させ，複合的一部事務組合設立することに，私は賛成をいたします。

○議長（新井邦弘君） 次に，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

石井議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 私は，賛成の立場で討論いたします。

今回計画された3組合の統合，複合化により発足させようとする新組合は，皆様も御承知のとおり，8市町村で構成され，し尿処理業務を行う龍ヶ崎地方衛生組合，7市町村で構成され，消防業務を行う稲敷地方広域市町村圏事務組合，3市町で構成され，ごみ処理を行う龍ヶ崎地方塵芥処理組合で，町民生活の基盤である3事業を一つにするものであり，明らかに町民サービスの向上，これまでの議論の中でも分かる通り，大きな行財政改革につながるものだと思います。

3組合の統合ができれば、将来到来しようとしている超高齢化，超少子化時代は，一つの行政では十分な町民サービスの提供が困難であり，早期の統合化，複合化に期待し，賛成討論といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって，議案第93号は原案どおり可決されました。

ここで，議員の皆様にご挨拶申し上げます。この後，休憩を10分間として続けて会議を再開したいと思いますけれども，よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） では，再開を12時45分とします。暫時休憩します。

午後零時 3 3分休憩

午後零時 4 5分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第22，議案第94号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

今回，何らかの不注意によって事故を起こされたというようなことで，しかも内容を見ますと，100%こちらが悪いということのようですね。そういうことでやはり，職員等に対する注意喚起をもう少し細かく，強く言わないとまずいのではないかというふうに，私は思っております。

それで，100%ということは，まるっきり町そのものにも損害を与えるわけですから，費用の面で，その辺の注意喚起ばかりではなくて，もっと深く何かしらの措置が必要ではないのかなというふうに思うのですが，その辺のことについて町長からお聞きしたいと思います。

います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 注意喚起についてということでございましたが、今回の交通事故だけでなく、以前、議会でも審議していただきました除草作業時の飛び石事故や、その他自損事故等に際しても、事故報告を受けたときに担当課長や事故防止についての注意喚起をし、その後に、庁議等にて全課長等に対し注意喚起を行ってきたところでございます。

今回の交通事故に関しての注意喚起につきましても、交通事故を全てなくすことは難しいけれども、事故防止に向けて、交通安全の徹底について、毎日言っても言い過ぎるということはないので、課内職員に対しても指示するよう、農業政策課長に対し厳重に注意をしたところでございます。

今回の事故、議員おっしゃるとおり、100%こっちが悪いと、坂道というか、その下の役場の駐車場のところでちょっと坂になっていて、ちょっとバックして当たってしまったと、そういう報告がありました。そういう時も、教習所で習ったように、サイドブレーキ引いて発進するようになれば下がらなかったのかなというふうに、運転は慣れていくとそういう教わったこともやらないで、片足だけでブレーキを踏んで、斜めに足をかかとのほうでアクセル踏んで、ブツと出る癖が出るようで、初心に戻ってそういうものに対してやっていくようにと、毎日でもいいから職員に対して言えと、交通事故に関しては、口を酸っぱくするほど、職員に対して注意をしているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対する議員の発言を許します。

次に、賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第94号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。

本案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第94号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第23、委員会提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんので、討論を行います。

まず、反対する議員の発言を許します。

次に、賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、委員会提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、委員会提出議案第3号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第24、議員提出議案第3号 県が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書提出の件を議題とします。

説明を求めます。

提出者4番大越勇一議員。

[4番大越勇一君登壇]

○4番（大越勇一議員） それでは、議員提出議案第3号 県が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書提出の件について御説明申し上げます。

提出日は、令和4年12月21日、提出者、利根町議会議員大越勇一、賛成者、五十嵐辰雄議員、山崎誠一郎議員、若泉昌寿議員でございます。

本件は、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、茨城県企業局との契約水量は、長年にわたり、使用実績よりも大きくかけ離れた契約となっております。しかしながら、令和4年4月、約40年ぶりに水道料金が値上げされました。昨今、様々な値上がり要因が懸念される中、使用実績を大きく上回る契約水量の費用負担は、さらに利用者へ重くのしかかります。

これに鑑み、余分な水量の買取りを強いることなく、利用者に適正価格で提供されるよう、使用実績に合わせた契約水量とすることを県に要望し、意見を提出したいので提案するものでございます。

なお、意見書提出先は、茨城県知事、茨城県公営企業管理者企業局長でございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対する議員の発言を許します。

次に、賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議員提出議案第3号 県が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書提出の件を採決します。

本案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議員提出議案第3号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載したとおり、令和4年度町村議会議員自治研究会について議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任させていただきます。

○議長（新井邦弘君） 日程第26、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管・所掌事務の会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、稲敷地方広域市町村圏事務組合に所属する石井議員から、組合議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の、令和4年度の組合議会活動状況を御報告いたします。

令和4年5月23日に、令和4年第1回組合議会臨時会が開催されました。議案は、令和

3年度の事業の利根消防署新築工事に伴う実施計画及び用地盛土造成工事の精算金1,821万5,000円を繰越金として償還金に計上した。令和4年度組合予算一般会計補正予算（第1号）追加議案として、組合監査委員に諸岡周示議員を選任する人事について承認及び同意いたしました。

次に、令和4年5月23日に、組合議会全員協議会が開催されました。議題は、稲敷龍ヶ崎地方3組合統合、複合化に係る令和4年度の協議体制新組合議会の課題及び令和4年度のスケジュールについて協議いたしました。

次に、令和4年7月4日に、令和4年第2回組合議会臨時会が開催されました。議案は、令和4年度組合予算一般会計補正予算（第2号）として、建築資材の高騰の影響による利根消防署庁舎建設工事の増額のため、継続費及び地方債限度額を補正し、歳入歳出予算6,526万円を増額し、利根消防署庁舎建設工事として5,800万円の計上について議決いたしました。

次に、令和4年7月4日、組合議会全員協議会が開催されました。議題は、稲敷龍ヶ崎地方3組合統合、複合化の取組として、3組合及び市町村議会への説明、各分科会の進捗状況及び稲敷龍ヶ崎地方3組合統合、複合化計画（案）について協議いたしました。

次に、令和4年8月10日に、組合議会全員協議会が開催されました。議題は、稲敷龍ヶ崎地方3組合統合、複合化計画（案）及び新組合議会の議員定数の検討について協議いたしました。

次に、令和4年10月13日に、組合議員全員協議会が開催されました。議題は、稲敷龍ヶ崎地方3組合統合、複合化の取組として、複合化協議会の結果、報告及び今後のスケジュール、新組合議会の議員の定数並びに令和4年第2回組合議会定例会提出議案について協議いたしました。

次に、10月27日に、令和4年第2回組合議会定例会が開催されました。議案は、組合監査委員の選任として、河内町の石山正光氏とする人事案件に同意し、利根消防署庁舎建設工事について、契約金6億4,020万円を大昭・櫻井特定建設工事共同企業体とする工事請負金額を議決、令和3年度組合一般会計歳入歳出決算、令和3年度組合水防事業特別会計歳入歳出決算について認定いたしました。

また、7月14日及び15日、2日間、広域圏の進展と公営企業行財政の効率化に資するため、組合議会行政視察を実施し、宮城県大崎地域広域行政事務組合及び福島県相馬市の行政視察を行いました。

なお、令和4年度及び令和5年度の事業である利根消防署庁舎建設事業であります。工事が着手され、令和5年10月末完成の予定であります。

以上、報告いたします。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 令和4年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月13日から本日までの9日間にわたり行われた今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には慎重なる御審議をいただきました結果、御提案を申しあげました案件全て、原案のとおり可決並びに同意をいただきましたことに対し、心より御礼を申し上げます。本定例会の会期中、一般質問、また、議案審査の過程で議員の皆様からいただきました御意見や御提言につきまして、真摯に受け止め、今後の町政に活かしてまいりたいと考えております。

現在、令和5年度の予算編成を行っているところでございます。一般質問でもお答えしましたが、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行が進められる中、社会構造の変化に対応した効果的な施策の展開が求められております。こうした状況の中でも、町民の声に耳を傾け、スピード感を持って、質の高い行政サービスが提供できるよう、各種施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様方には、今後も引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬も押し迫り、本年も残すところあと僅かとなりました。議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げまして、議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。9日間、大変御苦勞さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

以上で今定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和4年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和5年第1回定例会は、令和5年3月2日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後1時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

利根町議会副議長 船川京子

署名議員 山崎誠一郎

署名議員 片山 啓